

# レゴ素体事件

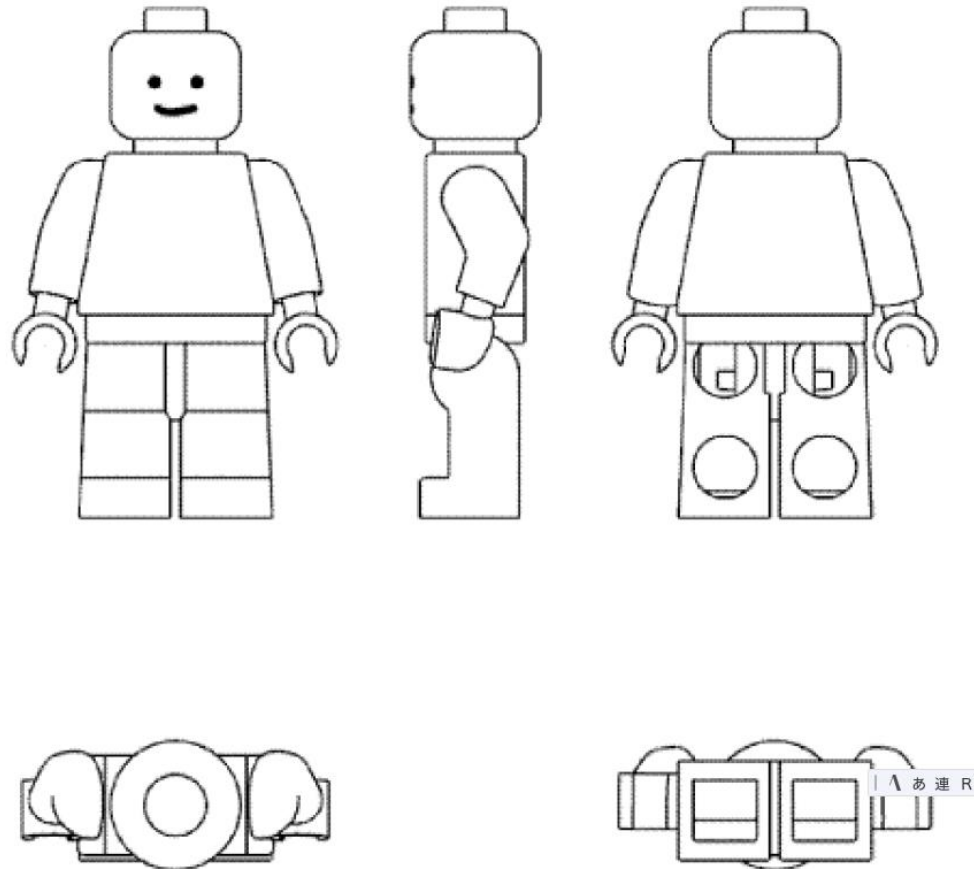
虎ノ門南法律事務所  
弁護士 上沼 紫野

# 1 申立人

知財高判 R4.12.26 R4(行ケ)第10050号 審決取消請求事件

[原告] LEGO Juris AS (デンマーク法人)

[本願商標] 立体商標



## 2 関連商品

実際の商品は・・・

レゴミニフィギュア (ミニフィグ とかいうらしい)

いろんなシリーズがあるらしい

↓ マーベルシリーズ2 らしい



LEGO 公式サイト

「ミニフィギュアシリーズ24」らしい ↓



### 3 経緯

H29.10.20 立体商標として出願(9類、11類、16類、21類、28類及び41類)  
(出願 2017-138422号)

H30.10.31、H31.2.22、H31.3.29 補正

→ 28類 「ゲーム用品及びおもちゃ、業務用及び家庭用のコンピュータゲーム機、業務用及び家庭用の電子ゲーム機、業務用及び家庭用のコンピュータゲームコンソール、手持ち式コンピュータゲーム機、液晶スクリーン付きのバッテリー作動式コンピュータゲーム機、電子ゲーム機、組立おもちゃ、屋外設置式遊具、遊園地用機械器具、遊園地用乗物機械器具、遊戯用器具、遊具建築構造物、プラスチック製屋外設置式遊具、飛行玩具の操作用コントローラー」

R1.7.12 拒絶査定(28類)

R1.10.18 指定商品・役務を「28類 おもちゃ、組み立ておもちゃ」に補正  
(他の類を分割)

不服審判の請求(2019-13906)

R4.1.6 不成立審決

→ 本件審決取消訴訟へ

### 3 経緯

- ちなみにR1.10.18に分割された出願  
 指定商品・役務(以下は抜粋)を
- 9(電気通信機械器具等)
  - 11(ランプ、LED照明等など)
  - 16(紙、文房具等)
  - 21(家庭用容器等)
  - 41(教育・訓練の提供、娯楽の提供等)
2020. 3. 18 登録

2022年分は28類(おもちゃ、組立おもちゃを除外)

Cf. 最判H17.7.14

拒絶審決に対する訴えが裁判所の係属している場合に(分割)出願がされ、もとの商標登録出願について・・・指定商品等を削除する補正がされたときは、その補正の効果が出願時に遡及せず、審決が結果的に指定商品等に関する判断を誤ったことにならない

商標出願 2017-138422



終了-出願-拒絶/却下又は無効

(4728)査定種別(拒絶査定)

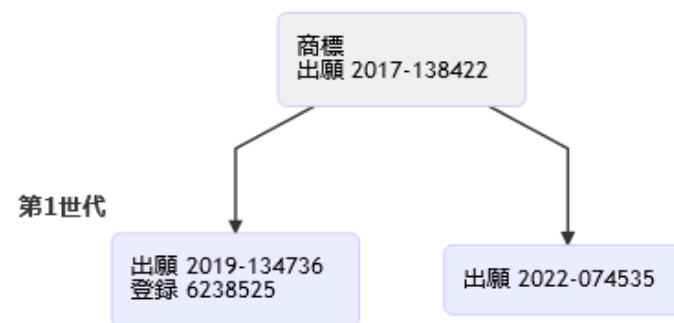
審判 査定不服審判 [2019-013906](#)

経過記録

出願情報

審判情報

分割出願情報



## 4 拒絶査定不服審判の経緯

### [原査定の拒絶の要旨]

・指定商品中第28類『おもちゃ，組立おもちゃ，屋外設置式遊具，遊園地用機械器具，遊園地用乗物機械器具，遊戯用器具，遊具建築構造物，プラスチック製屋外設置式遊具』に関連する商品を取扱う業界において、人型と思われるデザインに加えて、多様なデザインが施されて製造・販売されている実情があるから、本願商標に係る立体的形状は、・・・用途、機能から予測し難いような特異な形態や特別な印象を与える装飾的形態を備えているものとは認められず、機能又は美感に資することを目的として採用されたものとみるのが相当であり・・・需要者において、機能又は美感に資することを目的とする形状と予測し得る範囲のものといえ、・・・商品の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなるもの(なので)商標法3条1項第3号に該当する。

### [争点]

- 1 商標3条1項3号該当性
- 2 商標法3条2項該当性

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

[審判における審尋及び請求人の回答]

### 1 商標法3条1項3号該当性

A (1)a 頭部(の特徴)、b胴体部正面・背面(の特徴)、c胴体部側面(の特徴)、d脚部、e胴と足の比

f全体として微笑んだ顔の形状見て取れるものであり、全体として、人の形の形状を模したものであるというよりは、人の形の形状が直接監督されないようなバランスのとれた独自の世界観を体現した特徴的な形状というべきもの

→ その特徴を併せ持つことにより、人間ともロボットとも、大人とも子供とも、男性とも女性ともつかない、いかなる人種からも解放された極めて洗練された形態であって、本願商標に係る立体的形状は、「おもちゃ」及び「組立おもちゃ」の分野の商品において通常見られる形状ではなく、属性を極限までそぎ落とすことでもたらされた唯一無二の形状というべきものである。

(2) 指定商品中「おもちゃ、組立おもちゃ」の関係では人型と思われる立体的形状からなるおもちゃ及び組み立ておもちゃがそれぞれ製造、販売されている実績がある

A aからfのすべてを備えた本願商標が一般的な立体的形状の範疇にはならない

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

1 人型と思われる立体的形状からなるおもちゃが製造又は販売されている事実

(1) 「井ノ口商店」のウェブサイトにおいて、「ゼンマイロボット」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.inokuchi.net/item/toy/18544.html>)

(2) 「株式会社東京屋」のウェブサイトにおいて、「ブリキ ゼンマイスパークロボット」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.tokyo-ya.jp/shopdetail/045001000004/>)

(3) 「株式会社田中技研インターナショナル」のウェブサイトにおいて、「バンダイ製『北原コレクション』1 (初版) スモークンロボット緑色 [13MAR-BAN02]」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://palette.ocnk.net/product/496>)

(4) 「Amazon.co.jp」のウェブサイトにおいて、「スターストライダー モスグリーン メタルハウス ブリキ玩具 箱付き美品 ビンテージ」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.amazon.co.jp/dp/B00LIXAURQ>)

(5) 「コスミックファーム」のウェブサイトにおいて、「毎度入荷するとマニアの間で取り合いになっているブリキ玩具が入荷しました。今回はブリキロボの金字塔！スモークンロボットで御座います。ぜんまいを回すとザ・ロボットな動きをします。昭和レトロなおもちゃが好きな方は是非！」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://gramho.com/media/2216633138147126499>)



## 4 拒絶査定不服審判の経緯

(6) 「リサイクルマート 帯広店」のウェブサイトにおいて、「こちらは1960年代堀川玩具製ロボットになります。」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.recyclemart-obihiro.com/item/ミスターゼロックス-ブリキロボット/>)

(7) 「フジミ模型株式会社」のウェブサイトにおいて、「P t i m o ( K E I K Y U ) 1 京急プラロボホン」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<http://www.fujimimokei.com/item/items/4968728115511/>)

(8) 「フジミ模型株式会社」のウェブサイトにおいて、「P t i m o 0 プラロビ」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<http://www.fujimimokei.com/item/items/4968728170176/>)

(9) 「ゲンキの平和堂」のウェブサイトにおいて、「マイクインターナショナル 電動ブリキロボット スモークングスペースマン」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://genki-heiwado.com/toys/kaitori/マイクインターナショナル=電動ブリキロボット-ス/>)

(10) 「株式会社丸善商店」のウェブサイトにおいて、「(メタルハウス) 日本製ブリキ商品 スーパージャイアントロボ(シルバー)」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<http://maruzen-toy.com/L-001/>)

(11) 「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、「ロボット おもちゃ 男の子 女の子のおもちゃ 電動ロボット プログラム機能 手振り制御 タッチモード 歩く/ダンス/ソング 誕生日 子供の日 クリスマスプレゼント『日本語取扱説明書付き』」の見出しの下、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.amazon.co.jp/dp/B07QQMVB5C/>)

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

(12) 「株式会社壽屋」のウェブサイトにおいて、「一撃殺虫!!ホイホイさん LEGACY DG-001LN ウサギア」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.kotobukiya.co.jp/product/product-0000000002/>)

(13) 「日本トイズラス株式会社」のウェブサイトにおいて、「ROBLOX」の項に、人型と思われる立体的形状からなるおもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.toysrus.co.jp/ch003001224/>)

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

### 2 人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃが製造又は販売されている事実

(1) 「ヨドバシ. com」のウェブサイトにおいて、「タカラトミー TAKARATOMY トミカハイパーシリーズ ハイパーブルーポリス HBP02 ブルーハスキー」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.yodobashi.com/product/100000001000863630/>)

(2) 「株式会社タカラトミー」のウェブサイトにおいて、「ライドオントミカ」の見出しの下、「TS-02 ポー・ビープ&スカンクカー」の項に、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



([https://www.takaratomy.co.jp/products/tomica/sp/dreamtomica\\_ts/index.htm](https://www.takaratomy.co.jp/products/tomica/sp/dreamtomica_ts/index.htm))

(3) 「株式会社タカラトミー」のウェブサイトにおいて、「ブラレール J-27 ブラキッズふみきりセット」の項に、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



(<https://takaratomymall.jp/shop/g/g4904810532583/>)

(4) 「株式会社タカラトミー」のウェブサイトにおいて、「しょうひんいちらん」の「人形」の見出しの下、「なかよしパパとママ」の項に、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.takaratomy.co.jp/products/koedachan/products/category.html#anc02>)

(5) 「株式会社カワダ」のウェブサイトにおいて、「ダイヤモンドの歴史」の項に、「ブロックと組替える新しいスタイルの人形が登場」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



(<http://www.diablock.co.jp/diablock/about/history/1970.html>)

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

(6) 「ヨドバシ. com」のウェブサイトにおいて、「河田 KAWADA ダイアブロック みんなのまたのしいおうち」の項に、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



(<https://www.yodobashi.com/product/100000001000899774/>)

(7) 「SEKITOBA ONLINE SHOP」のウェブサイトにおいて、「◆三国志ブロックフィギュアコレクション群雄割拠編」の見出しの下、「赤兔馬関の三国志フィギュア！！280円×15個＝4200＋消費税で4410円です 注：全国のサークルKサンクス・トイザラス・大型玩具店での発売は2月上旬からを予定しております」の記載とともに、人型と思われる立体的形状からなる組立おもちゃの写真が掲載されている。



([http://www.plastic-rouge.com/souten/good/fg/buro/t\\_fgb01.htm](http://www.plastic-rouge.com/souten/good/fg/buro/t_fgb01.htm))

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

[審判における審尋及び請求人の回答]

2 商標法3条2項(使用による識別性)

Q 本願商標の使用形態として提出した事例は、本願商標の立体形状と同一性を損なわないとはいえないものが含まれる

A

・当該商品は・・・装着物を備えた態様として使用されることも予定されているものであって、たとえ、装着物を備えた態様として製造、販売されたものであっても、使用に際しては、需要者が装着物を装着脱させることが予定されている。・・・商品の性質等に応じて、同一性が判断されるべき。

・実際に使っている

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

### [審判における判断]

#### 1 商標法3条1項3号該当性

・商品等の具体的形状は、多くの場合、商品等の機能または美感に資することを目的として採用されるものであり、そのような目的のために採用されると認められる形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標・・・

・当該商品等の用途、性質等に基づく制約の下で、通常は、ある程度の選択の幅があ(るが)、同種の商品等について、機能または美感上の理由による形状の選択と予測しうる範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、商品等の機能又は美感に資することを目的とする形状として、商標法3条1項3号に該当する。

・さらに需要者において予測し得ないような斬新な形状が用いられた場合であっても、当該形状が専ら商品等の機能向上の観点から選択されたものであるときには、・・・4条1項18号(商品等が当然に備える特徴)の趣旨を勘案すれば、同法3条1項3号に該当するというべき。

→ 本願商標の場合、基本的な人型の構成以外は、特定の形状にしなければならない必要性が薄い商品であり、実際に販売されている。(機能上または美感上の理由による形状の選択と予測しうる範囲は広範に及ぶ。

本願の指定商品「おもちゃ、組立おもちゃ」の形状を表したもの

## 4 拒絶査定不服審判の経緯

### [審判における判断]

#### 2 商標法3条2項該当性

- ・請求人商品は昭和53年に販売が開始され、その生産数及び売上高は想定程度あり、広告宣伝がされ、そのマーケティング費用も相当程度あり、書籍、雑誌、ウェブサイトで紹介されているので、請求人の商品それ自体は、需要者に広く認識されている。
- ・しかし、LEGO、レゴなどの認知度の高い商標とともに表示されており、これによる認知度の可能性が十分にある。

→

- ・請求人商品は、頭部及び胴体部において様々な帽子・髪及び模様を備えることにより・・・様々なキャラクターを表現しているのに対し、本願商標はそのようなキャラクターを表現していない。

## 5 本件訴訟

### [原告の主張]

#### 1 商標法3条1項3号に関する判断の誤り

- ・ 本件審決が根拠とする別紙2の商品は、本願商標と一見して異なる商品であることが明らかである。人型おもちゃにおいて、各商品を基礎づけるのは人の形の具体的態様である・・・にもかかわらず、本件審決は、かかる事実に基づく検討を放棄するものであって、不当である。
- ・ ある立体的形状が、機能上又は美感上の理由による形状の選択と予測し得る範囲に含まれるかどうかを具体的に判断するに際しては、・・・漠然とした抽象的な予測可能性で足りるとすれば独占適応性のあるもの、識別力のあるものまで排除してしまうことになって妥当でない。したがって、かかる予測の範囲は、具体的かつ容易に予測できるものでなければならない。
- ・ レゴミニフィギュアは、①頭部、胴体、脚部からなり、0.8,1,1の比率、②頭部は丸みのある円柱型で、その側面に顔が描かれ、上面及び底面にはより小さい円柱型の突起、③胴体は丸みをおびた略四角錐体で、その側面に腕部と、先端に略U字型の手部がある、④脚部は正面視2つの略矩形であり、全幅は胴体の底辺と同じ、は腰部の先端に略直方体の足部があるという特徴がある。
- ・ レゴミニフィギュアは多数の国で商標登録を受けている



## 5 本件訴訟

### [原告の主張]

#### 1 商標法3条1項3号に関する判断の誤り

- ・本願商標は、上記4つの特徴を有するが、別紙2記載のものを含め、同様の特徴を有する「おもちゃ、組立おもちゃ」は存在しないので、「特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないもの」に該当しない。
- ・人型のおもちゃは(特定の形状にしなければならない必要性が薄いので90予測し得る範囲が広いと論じた本件審決は失当。EUIPOも、人型フィギュアは、人間の外観を呈した頭部、胴体、2本の腕、2本の脚をゆうしていなければならないが、これらの本質的特徴は、いかなる形でも具体的にデザインすることができるのであるから、必ずしも本願商標に現れるような形状である必要はなく、本願商標は、十分に生来的な識別機能を備えた商標であると判示している(EUIPO審決2022年3月16日R1355-2021-5)。
- ・人型の様々な立体的形状からなる商品が製造、販売されていること、当該商品の市場における流行や需要者の好み等に合わせて各種の特徴的な変更又は装飾等が施されていることといった単なる抽象的な事情から、本願商標の立体的形状が具体的に機能又は美感上の理由による形状の選択と予測し得るものであるということを導くことはできない。

## 5 本件訴訟

### [原告の主張]

#### 2 商標法3条2項に関する判断の誤り

- ・たとえ原告商品が様々なバリエーションのキャラクターの表現方法を有するものであったとしても、需要者がそれを原告のレゴミニフィギュアとして認識する以上、出願商標と使用商標の同一性が認められるべきであり、自他識別力を獲得したと言える。
- ・本願商標では、顔に眉はなく点である目が2つとやや両端が上向きの横線の口がかかれており、その他の模様や装飾品等はないのに対して、原告商品においては、眼鏡や髭、あるいは様々な表情や、胴体等に模様等が描かれたり、髪や帽子や服等の装飾品等を伴うなどのバリエーションが存在するが、いずれも本件形状を共通に有し、この特徴は、約45年間一貫して使用されている。取引の実情もバリエーションを前提とする。
- ・売上、宣伝、広告等
- ・アンケート調査  
本願商標の画像を表示して、「1つのブランド/メーカー/会社」が思い浮かぶの選択が38.2%  
原告商品を見たことがあるグループの場合、さらに選択率があがる

## 6 裁判所の判断

### 1 商標法3条1項3号に関する判断の誤り

・同号の趣旨は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであると共に、一般に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるもの（最判S54.4.10）

・客観的に見て、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用されたと認められる商品等の形状は、特段の事情のない限り、商品の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当するというべきである。

→ ・本願商標は特徴①～④を備えているほか、下記の特徴もある。

a 全体として人型の立体形状、b頭部に耳と鼻はない、c左右の腕部は胴体の側面に沿うように配され、肘とみられる部分を支点として緩やかに曲がる、d脚部の一つの面には円形の図形等がそれぞれ左右対象に2つずつ、足裏に相当するとみられる部分は左右対象に長方形が2つずつ示される

→ これらの特徴は、特定の機能又は美感上の理由から採用とすると予測される範囲内  
組み合わせても同じ

## 6 裁判所の判断

### 2 商標法3条2項に関する判断の誤りについて

- ・識別力の獲得は、①当該商標の形状及び当該形状に類似した他の商品等の存否、②当該商標が使用された期間、商品の販売数量、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の実情を総合考慮して判断すべきである。
- ・使用に係る商品等の形状にごく僅かな相違や変化が存在してもなお、形状が需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであったかなどを総合勘案した上で、形状が独立して自他識別力を獲得するに至っているか否かを判断すべき

↓

- ・原告商品やその宣伝広告等に接した需要者においては、原告商品について、基本的に、本願商標対応部分の頭部の上に更に頭髮等の部品が付されて完成された形状をもって、その形状と認識してきたもので、本願商標対応部分のみでは未完成の商品であると認識するのが通常であり、本願商標対応部分のみをもって原告の販売する商品の形状であると認識することは例外的な場合を除いてなかったというのが相当である。・・・本件商標は商品等の形状を普通に用いられる方法で使用するものなので、髪や帽子による差異を僅かなものとは言えない。
- ・原告商品のうち本願商標対応部分についてその形状が需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであったというべき事情は認められない。

## 6 裁判所の判断

### 2 商標法3条2項に関する判断の誤りについて

- ・宣伝広告にあたり、LEGO、レゴなどの商標が重要な役割を果たしてきたことがうかがわれることからしても、本願商標対応部分が別途自他識別力を獲得したものとは認められない。
- ・アンケートについて、ブランド名のリストを見て「レゴ」を選択した者が37.32%いたというが、「バンダイ」が18.33%、「タカラトミー」が17.00%あり、原告自身が使用による自他識別力が認められるべきと主張する10%を越え、かつ、原稿以外のブランド名を選択した者が37.45%存在。→ 本願商標が、識別する機能を果たしていないことをうかがわせる。
- ・原告商品を持っている・た者、1年未満に見たことがある者の場合、「1つのブランド/メーカー/会社」が思い浮かぶと回答した者が66.7%～79.5%との調査結果は、「おもちゃ、組立おもちゃ」の需要者全体を対象とするべき調査結果としては相当と言えない。

## 7 おまけ

引用されているEUIPO審決

[https://euipo.europa.eu/eSearchCLW/#basic/\\*/number/1355%2F2021-5](https://euipo.europa.eu/eSearchCLW/#basic/*/number/1355%2F2021-5)

申立人: BB Services GmbH

相手方: Lego Juris A/S

登録商標の取消申立を拒絶したもの

指定商品は 9 Decorative magnets; Computer games; Downloadable computer games; Recorded data and information carriers.

25 Clothing, footwear, headgear

28 Games and playthings

1996.4.1出願、2000.3.28公報、2000.4.18登録、2020.6.25取消申立

2021.6.25 申立認めず

2013.6.28 申立認めず(?) 不服申立拒絶(なんか色々?)

## 7 おまけ

### EUIPO 審決

本件で対象になったのは 28 “games and playthings” のみ  
CTMR (Community Trade Mark Regulation) Article 7(1)(e)

登録できない商標: ①もっぱら商品そのものの性質からなる標章、②技術的結果を獲得するために必要な形状、③商品に重要な価値をもたらす形状

→ 特許や意匠で守られるべき知財に商標による永続的な独占を与えないことが目的

### 本件商標について

・頭部の突起と、脚部や足部の穴は本件商標の本質的特徴ではなく「interlocking brick」にはなっておらず、全体的な印象は人を模したものである。

・人型の玩具が頭部、胴部、2本の腕・足を有する必要があるが、特定の形状である必要はない

## 7 おまけ

### 引用された裁判例)

- 平成23年 4月21日 知財高裁 判決 平22(行ケ)10406号 審決取消請求事件  
〔JEAN PAUL GAULTIER“Le Mâle”立体商標事件〕(香水容器の形状が3条1項3号に該当)
- 平成20年 6月30日 知財高裁 判決 平19(行ケ)10293号 審決取消請求事件 〔シーシェルバー事件〕  
(貝形チョコについて1958年創業当時から使用していたことから3条1項3号該当性を否定)
- 平成20年 5月29日 知財高裁 判決 平19(行ケ)10215号 審決取消請求事件 〔コカ・コーラ立体商標事件〕
- 平成19年 6月27日 知財高裁 判決 平18(行ケ)10555号 審決取消請求事件 〔マグライト立体商標事件〕  
(3条1項3号該当性を肯定するが、3条2項を肯定)
- 平成14年 7月18日 東京高裁 判決 平13(行ケ)446号 審決取消請求事件  
〔「Ω(オメガ)文字を模した板体」立体商標事件〕(Ωを模した鞆金具は飾りの形状の1形態で識別力なし)
- 昭和61年 1月23日 最高裁第一小法廷 判決 昭60(行ツ)68号 審決取消請求事件 (ジョージア事件)  
(ジョージアという商標は産地として認識されるので3条1項3号に該当)
- 昭和54年 4月10日 最高裁第三小法廷 判決 昭53(行ツ)129号 審決取消請求事件 (ワイキキ事件)